



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和3年3月31日時点で
① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② **■ 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方**
または
**■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
- 同一児童について重複支給が判明した場合、返金していただく必要があります。

* 詳しい申請方法や申請書の送付を希望する方は、下記までお電話ください。

申請書提出先・お問い合わせ先

■ 名古屋市役所

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」担当(コールセンター)
〒461-8799 名古屋東郵便局留(名古屋市東区代官町35-16 第一富士ビル6階)

電話 052-979-2415

FAX 052-933-1118

(受付時間:9:00~17:30)

7月1日~9月30日は
土日祝含む毎日開設します



3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

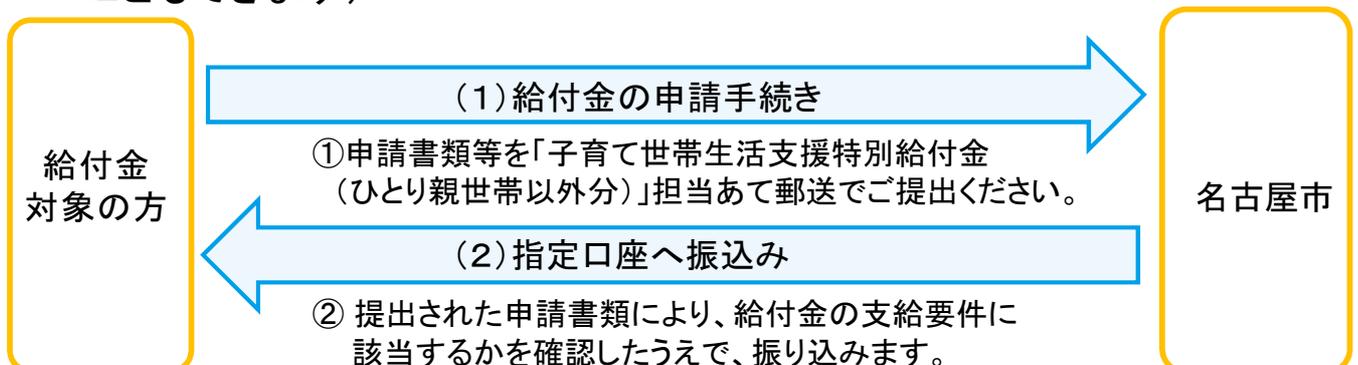
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 給付金のご案内を発送後、7月中旬(19日頃)に児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込む予定です。なお、令和3年1月1日時点で名古屋市外の市区町村にお住まいの方は7月下旬(29日頃)に振り込む予定です。

II. 令和3年4月2日から令和4年2月28日生まれの児童を養育する方など新たに児童手当を受給される方で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 給付金のご案内を発送後、7月下旬以降に、順次、児童手当を支給している口座に振り込む予定です。

III. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
(申請期限:令和4年2月28日消印有効)
- ▶ 申請書等に必要事項を記入していただき、必要書類とともに表面に記載の申請書提出先まで郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請書等の送付を希望される方は、表面に記載のお問い合わせ先までお申し出ください。(名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます)



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。